

「市民参加条例」を策定しています 市民が主役となって市政に参加するために 皆様のご意見をお寄せください！

茅ヶ崎市では、市民の、市民による、市民のための自治を進めるために「自治基本条例」がつけられました。この自治を進める活動に、市民のみなさんが等しく参加できることが重要になります。

そこで、どのような市政の取り組みに、どの時点で、どのような参加ができるのかを権利として保障する「市民参加条例」の具体的な仕組みと運用の方法が、平成23年1月から市民参加条例ワークショップのなかで検討されています。ワークショップで出された意見はチラシの裏面をご覧ください。

さらに、多くの幅広いご意見をお聴きしたいと考えて、このたび、アンケートを実施します。

新しい市民参加の方法についてのご提案などもいただきたいと考えています。ご協力ください、よろしくお願いいたします。

意見を言うにはどうすればいいの？

①市のホームページに開設する「市民参加条例アンケート・入力フォーム」（7月15日から8月15日まで開設）へ入力、②公共施設にある「わたしの提案箱」へアンケート用紙を投函、③市役所（市民自治推進課）へ電子メール・FAX・郵便等で送付、窓口へ持参のいずれかの方法でお寄せください。締め切りは8月15日です。（郵便は同日消印有効）

このアンケートに参加することが、市民参加の具体的な行動の1つです！

市民参加条例策定スケジュール

概ね次のように考えていますが、今後市民の皆さんとの話し合いにより変更していく可能性があります。

7月15日から 8月15日まで	アンケートで市民の 皆様のご意見募集	「市民参加条例アンケート・入力フォーム」へ入力、「わたしの提案箱」へ投函、市民自治推進課へ送付（電子メール・FAX・郵便等）、窓口へ持参のいずれか
10月頃まで	意見交換会等の開催	市民の皆さんと市との意見交換会、条例の文案を作成していきます
11月頃	パブリックコメント の実施	市民の皆さんから条例素案についてご意見をいただきます
平成24年 2月	条例議案の市議会へ の提案	
3月	議案可決、条例公布	
4月	条例施行	新しい参加のルールが動き出します



「市民参加条例」 皆様のご意見募集中！！

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

締め切りは8月15日です。(郵便は同日消印有効)

- ① 市のホームページに開設する「市民参加条例アンケート・入力フォーム」(7月15日から8月15日まで開設)へ入力
- ② 公共施設にある「わたしの提案箱」へアンケート用紙を投函
- ③ 市役所(市民自治推進課)へ電子メール・FAX・郵便等で送付、窓口へ持参

平成23年1月から市民参加条例策定に係るワークショップを開催しています

ワークショップでは、A・B・Cの3グループに分かれ、それぞれ市民参加についてグループ討議を進めています。グループ討議で出された意見の一部をご紹介します。

○ ワークショップ方式について

・グループの議論は深まるが、議論が集約される過程で取り入れられない意見(反対意見)が出てくるのが課題。 ・アンケートとの組合せなど、手法を複合的に組み合わせることでより全体的な議論ができるのではないかと。 ・行政側のスケジュールを優先させない、進め方は合意形成が不可欠。 ・コーディネーターを設置する場合は、十分な知識と経験を有し、実績があることを考慮すべき。 中立的な立場でコーディネート。

○ パブリックコメントについて

・意見の採否の基準を明確化すべし。 ・とりまとめの段階では市民も主体的に関わることでできる場を設けることが必要。 ・期間が短い、自分の意見がどう扱われたのかがわからない。

○ 審議会・策定委員会について

・参加者の理解促進と情報共有の観点から開催前の情報提供と学習の機会を十分にとり、より成熟した審議会となることが求められる。 ・審議会は名ばかりで既に決まったことの報告が多い。

○ アンケートについて

・潜在化している市民の声をどのように顕在化するか。
・より適確に市民ニーズを把握する観点から、アンケートの内容検討に市民参加を組み込んではどうか。

・いろいろな意見があり、ここにご紹介できたのは、ほんの一部にすぎません。
・ホームページに会議録、資料などを掲載しています。ぜひご覧ください。

↓お問い合わせ・ご意見はこちらまで

茅ヶ崎市 総務部
市民自治推進課

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話:0467-82-1111(代表)

FAX:0467-82-1164

E-mail:shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

URL:http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/